

低炭素水素面的サプライチェーンビジネスモデル創出支援事業 仕様書

1 業務名

低炭素水素面的サプライチェーンビジネスモデル創出支援事業

2 事業の背景・目的

水素は、利用の段階で二酸化炭素を排出しないことから、カーボンニュートラルに貢献するエネルギーとして期待されており、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）を活用して水素を製造することなどにより、より低炭素な水素サプライチェーン構築が重要である。そのため、中部圏（岐阜県、愛知県、三重県）においては、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議^{※1}において、全国に先駆けて中部圏低炭素水素認証制度^{※2・3}を運用しており、企業等の低炭素水素サプライチェーンの構築に関する取組を支援している。

※1 中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議の取組については以下 URL 参照

<https://ch2a.jp/>

※2 中部圏低炭素水素認証制度については以下 URL 参照

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/low-carbon-hydrogen.html>

※3 中部圏低炭素水素サプライチェーン構築促進会議については以下 URL 参照

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/aichi-sc-kaigi.html>

また、国が 2023 年 6 月に改定した水素基本戦略の主な内容は以下のとおり。

項目	内容
水素等導入目標	(現状：200 万 t) 2030 年：300 万 t、2040 年：1,200 万 t、2050 年：2,000 万 t
水電解装置	2030 年までに国内外における日本関連企業の水電解装置の導入目標 15GW 程度
低炭素水素等への移行	1 kg の水素製造時の CO ₂ 排出量（炭素集約度）に基づく低炭素水素の目標を設定（3.4 kg-CO ₂ e 以下）
水素関連投資	15 年間で官民合わせて 15 兆円を投資（GX 投資（官民合わせ 150 兆円）の内数）
地方自治体の役割	地域資源を活用してオンサイトで水素を製造し、地域の多様な需要（熱利用、発電、モビリティ、産業、業務、家庭等）で利用する自立分散型、地産地消型モデルの構築に向けた実証等を通じて、地域全体で「面的」にも拡大しつつ全国各地での水素利活用を推進

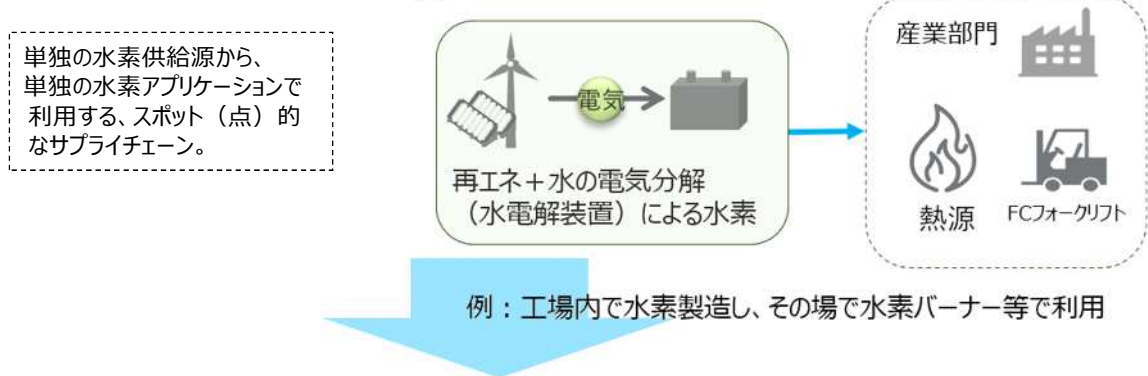
改定版の水素基本戦略では、県が全国に先駆けて推進してきた低炭素水素サプライチェーンの事業化の取組を、「低炭素水素等への移行」として明確に位置付けており、低炭素水素を用いているサプライチェーンを国が支援することとされた。

また、地方自治体の役割として、地域の多様な需要で低炭素水素を利用する実証等を通じて、地域全体で「面的」にサプライチェーンを拡大することについて、地方自治体のリーダーシップの下、促進していくことが求められている。

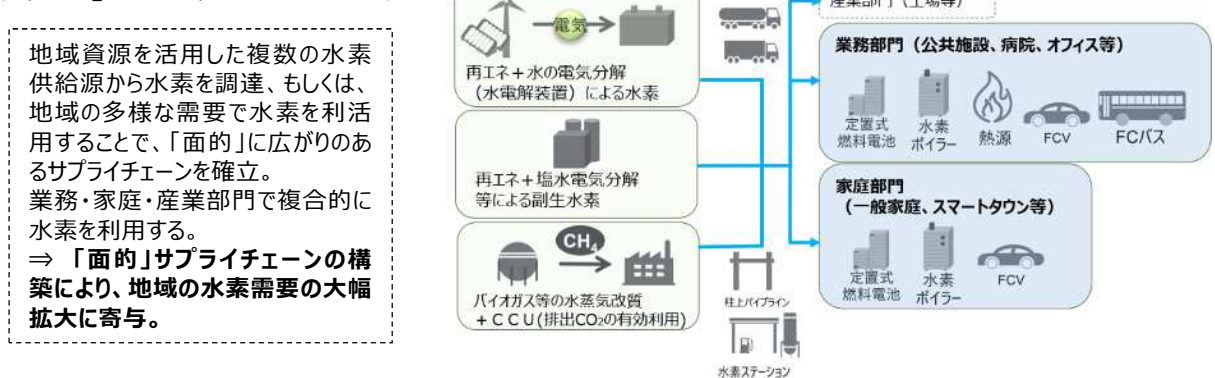
こうしたことから、これまで進めてきた低炭素水素サプライチェーンの事業化の取組をさらに発展させ、産業部門だけでなく、幅広い分野の低炭素水素の需要を掘り起こし、「面的」に水素を供給するビジネスモデルを県内企業等と連携して構築する。

【低炭素水素「面的」サプライチェーンのイメージ】

(これまでのサプライチェーン)



(「面的」サプライチェーン)



3 業務内容

以下の（１）～（３）の業務について、県と協議しながら実施するものとする。

※業務内容の詳細は、企画提案書を踏まえ、県と受託者で協議の上、決定する。

（１）水素関連企業等ニーズ調査業務

低炭素水素を「面的」に供給するサプライチェーンを構築する意向のある企業等について、デスクトップ調査を実施し、抽出した企業等に対して、ヒアリング等によるニーズ調査を実施し、低炭素水素「面的」サプライチェーン構築の事業計画を立案する。

- ・ヒアリング調査：14件程度

※ヒアリング調査の件数は目安であり、「面的」サプライチェーンのビジネスモデル構築（1件）の立案に必要な調査を実施するものとする。

※調査手法はヒアリングに限らず、公募等による募集でも可。

（２）「面的」サプライチェーン構築支援業務

（１）の調査業務により立案した事業計画に基づき、低炭素水素「面的」サプライチェーンのモデルを、専門家等の伴走支援により具体化し、本地域において、試行的に「面的」サプライチェーンの実装をPRできる形で実施する。

- ・支援内容（例）

水素関連技術を保有する企業間のマッチング

将来的に持続可能な形で自走するためのコスト試算、CO₂削減効果試算

中部圏低炭素水素認証制度の認定取得支援、国の支援制度の獲得支援 等

※支援内容は、具体化モデルの内容により適切な内容を選択するものとする。

(3) その他（中部圏低炭素水素認証制度の見直し方針等の検討について）

国会で水素社会推進法が審議されており、国の低炭素水素基準の詳細が決定される見込みである。国の検討内容を踏まえて、本県の中部圏低炭素水素認証制度の見直し方針やインセンティブの在り方について検討する。検討した内容については、年2回開催予定の中部圏低炭素水素サプライチェーン構築促進会議において、意見を聞くものとする。

4 業務の委託期間

契約締結の日から 2025 年 3 月 28 日（金）まで

5 成果品の提出

本業務の成果品として以下を取りまとめて提出すること。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 報告書（A4判簡易製本、A3判の折込可） | 印刷物 3部 |
| (2) 上記（1）の原稿一式（電子データ）※ | 電子媒体 一式 |

※ 電子データには、報告書の印刷原稿の他、本業務の実施にあたり収集・作成した各種資料、図表・グラフ等のバックデータも格納すること。また、保存するデータ形式は、県が再利用できるものとする。

6 提出場所

愛知県環境局地球温暖化対策課

7 委託業務にあたっての留意点

- (1) この仕様書に定めるもののほか業務の詳細については、受託者の企画提案書のとおりとする。ただし、県と協議の上、内容を変更する場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務の開始から終了までの間、業務を総括する責任者を1名配置し、事業の円滑な実施のため、定期的に県と連絡調整するとともに、打合せを行うこと。打合せを実施した場合には、その記録を作成し、速やかに提出、確認を受けること。
- (3) 受託者は、事業の実施・管理運営に際し、県やその他の関係者との連携・調整を行うこと。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (6) 成果物はすべて県の所有物とし、許可なく他に利用又は貸与等を行ってはならない。

- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) 本業務に係る実地監査等が行われる際、受託者は協力すること。
- (9) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (10) 受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項や疑義を生じた事項については、必要に応じて県と協議して決めるものとする。